

確定申告、疑問ベスト3

公認会計士としても作家としても活躍されている山田真哉さん。今回は、山田さんの本業である税理士としての業務に関連する話題として、2月から始まる確定申告について、よく聞かれる質問にお答えします。

まもなく確定申告シーズン。私も税理士として、猛烈に忙しい季節である。忙しさの理由は、帳簿や書類を作る作業だけではない。作業の時間よりもむしろ、お客さまからの疑問や質問にひとつひとつメールなどでお答えしている時間のほうが、圧倒的に長いのである。

確かに、お客さまの立場に立つと、確定申告は疑問だらけの世界だろう。「用語が耳慣れない」、「紙の情報だけでは、自分がどのケースに該当するのか分からない」、「何もしてないので、何か手を付けていいのか全く分からない」……。そもそも学校では教えてくれないことなので、誰も基礎を身につけていなくて当然なのである。

ということ、今回は私が友人などからよく受ける初歩的な質問について、ランキング形式で紹介したい。まずは、第3位から。

第3位

Q 「会社員でも確定申告をしたほうがいいの？」
A 「したほうがいいの？」と思ったときは、税務署に聞いてみましょう」

周りの同僚や友人などから「確定申告をしたら数万円が戻ってきちゃった!」といった話を聞くと、つい「自分も税金が戻ってくるのでは」という方も多いだろう。

憲法30条により国民には納税の義務があるが、会社員は基本的に確定申告をする義務はない。なぜなら、会社が確定申告の代わりに「年末調整」をして、納税の代わりに「源泉徴収」をしてくれ



山田 真哉 やまだ・しんや

公認会計士・税理士。1976年兵庫県神戸市生まれ。大阪大学文学部史学科卒業。大手監査法人を経て、現在、会計事務所所長。企業のCFOや政府の委員、経済ドラマのプレーン等も務める。

代表作は160万部突破の『さおだけ屋はなぜ潰れないのか?』など。会計ミステリー小説『女子大生会計士の事件簿』はシリーズ100万部を突破し、TVドラマも放映された。現在、NHK総合『ビジネス新伝説 ルソンの壺』、BS11『宮崎美子のすずらん本屋堂』などにレギュラー出演中。最新刊は、歴史経済ミステリー『経営者・平清盛の失敗』。

ているからである。

しかし、会社は社員の事情のすべてを知っているわけではない。住宅ローンや生命保険などについては、社員の方から報告しなければ、会社は知る由もない（住宅ローン控除・生命保険料控除）。個々の事情は、自己責任で報告するのが原則である。

ちなみに、私の友人に、若くしてマンションを買い、頑張つてローンを返しているのに、何も手続きをしなかった人がいた。わけを尋ねると、「忙しくて忘れていた」そうだ。住宅ローン控除は最長10年間、毎年数十万円レベルで税金が少なくなる特典のような制度である。しかし、初年度だけは税務署で手続きをしないと、2年目以降の控除も一切認められないので、要注意だ。

さて、話を戻すと、会社員が住宅ローンや生命保険などの控除を受けたのなら、きちんと会社に報告する必要があるが、確定申告までは必要ない。

しかし、これらはむしろ例外であり、社員やその家族のプライベートなことは、基本的に、会社の年末調整では扱わないことになっている。たとえば、「入院で高額な医療費がかかった」「財布が盗まれた」

「被災地に義援金を送った」

「家を売ったら儲かった」

「保険金が入った」

「会社に内緒でアルバイトをした」

などである。このように、臨時の収入や出費があつて「もしかして、確定申告をしたほうがいいのか

な？」と少しでも思つたら、税務署に聞いてみるのがよい。確定申告すれば税金が返ってくる場合もあるし、「保険金収入が90万円以下」「内緒のアルバイト収入が20万円以下」など一定の条件にあてはまれば、確定申告をしなくてよい場合もある。税務署に電話しても、特に名乗る必要はないし、「確定申告が必要だ」と回答されたとしても、それだけで税金を取られることはないの、躊躇せず聞いてみることをお勧めしたい。

第2位

Q 『確定申告をすると、8千円が戻ってくるぞうなだけで、面倒なのでやらなくてもいい?』

A 『本当に面倒ですか...?』

先に書いた、確定申告をしなくてもよい条件にあてはまる方に限らず、確実に還付になる方は、正直なところ確定申告しなくても問題は無い。税金を多めに払っている状態なので、税務署も文句は言わないのである（逆に、税務署も暇ではないので、「還付の手続きをしてください」とわざわざ教えてくれることもない）。

たとえば、私の周りにも、還付を受けられるのに受けていない人がいる。本業以外の収入がある会社員で、その収入から源泉税が引かれ、経費もあるの、確定申告をすればお金が戻ってくる

のだが、毎年、確定申告をしていない。なぜかと尋ねると、『経費の領収書を集めるのが面倒だ』という返事が返ってきた。私が「領収書は税務署に提出するんじゃないかと、自宅で保管するんだよ」と言うと、『えっ、そうなの!?』と驚いて、それから毎年確定申告をするようになった。税務署に提出するかしないかで、面倒くささというより、精神的な負担が違ってくるのだろう。

領収書は原則自宅保管で、「ちょっとお尋ねしたいのですが?」と電話で税務署から呼び出された際や、税務調査が入った際に見せればよいのである。

ところで、この「領収書」にこだわる方は結構いて、『コンビニに行っても毎回、レシートではなく領収書ももらうようにしています!』と笑顔で報告してくれるお客さまもいる。

しかし、私としては、領収書よりもレシートのほうがよいと思つている。中身も日時も特定でき、仕事のための経費だと証明しやすいからである。一方、領収書は、宛名はあるが中身が分かりづらい。但し書に『お品代として』と書かれたものは、本当に経費かどうか証明しにくくなる。証明力を考えても、手間暇を考えても、レシートをもらうほうがよいと思う。

なお、医療費控除を受けるための医療費の領収書については、確定申告と一緒に提出する必要があるが、インターネット上で確定申告をした場合（e-Tax）には、提出しなくてよい。

Q 『確定申告は税務署に行かないとできないの?』

A 『行かなくても手続きできます。行くならまだ混んでいない2月中に。還付の方は、3月15日を過ぎても大丈夫です』

税務署は必ずしも交通の便がいい場所に立地しているわけではなく、行くだけでも億劫になる方はいるだろう（なお、税務署の立地については、明治時代、税金が最も徴収できた酒蔵のそばに税務署を置いた、という俗説がある）。

確定申告の際、所轄の税務署まで行く必要はなく、書類さえ入手すればあとは郵送で提出しても構わない。書類は市役所などに置いてある場合もあるし、切手を貼った返信用封筒を税務署に送って頼めば、郵送してくれる。また、近ごろCMなどでも宣伝中の「e-Tax」というサイトからインターネット上で確定申告をすることもできる。

ネット上で提出まで完了しようとする、電子証明書やカードリーダーといったシステムの準備が必要だ。しかし、「e-Tax」のサイトで作成した確定申告書をプリントアウトし（白黒でもOK）、判子を押して郵送提出しても構わない。これなら特別な準備は必要なく、ネットに慣れてい



る方が周りにいれば、誰でもできるようになっている。

もちろん、税務署に行くと「確定申告コーナー」があり、職員に教えてもらいながら確定申告書を作ることもできる。何度も足を運ばなくて済むよう、持っていくべき書類が分からないときは事

確定申告、疑問ベスト3 ¥ 連載エッセイ 会計士のやさしいお金のお話

第7回

前に電話で聞いておこう。

ただ3月に入ると、申告期限である15日まではこの税務署でも大行列ができてくる。数千円の還付のために長時間並ぶのも、忙しい方には難しいだろう。行くなら、お勧めは2月中である。

なお、今回の確定申告は平成25年2月18日が開始日だが、還付の方はそれ以前の1月に確定申告をしてもよい。また、還付の場合、すでに国民としての「納税の義務」は果たしているもので、3月15日の申告期限を過ぎても問題ない（青色申告の特典などを受けている方を除く）。ただ、還付金の入金が遅くなるだけである。

また、「今まで確定申告書を出したことがない」という人も、過去5年分は遡って確定申告をすることができるといえる。

ちなみに、確定申告の手続きは、税理士以外に代理を頼むと法律違反になる（家族に申告書を税務署に持って行ってもらった場合などは、特に問題にならないことが多いのだが）。税理士に相談する場合、相談料はかかるが、税務署で聞くよりも個別の事情にじっくり応じてくれる。もちろん、確定申告のすべての手続きを頼むことも可能だ。事前に「相談料や確定申告報酬はいくらですか?」と尋ねておくと安心だろう。

最後は自分の業界の宣伝のようになってしまったのは、申し訳ない。このページを読んで、確定申告への心理的ハードルが少しでも低くなれば幸いである。